最終更新日：2016年6月29日
大豊工業株式会社
取締役社長　杉原　功一
問合せ先：経理部　(0565)28-2493
証券コード：6470
http://www.taihonet.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

企業は、株主から資本を託され、事業活動を通じて利益をあげ、継続的に株主価値を増大させることを期待されています。この株主の負託に応えることが企業経営の基本的使命であり、この基本的な使命を踏まえた上で、企業は、従業員、顧客を含む取引先、債権者、地域社会等のステークホルダー（利害関係者）に対するそれぞれの責任を果たしていかなければなりません。これらを踏まえて事業活動を行うためには、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の確立が不可欠です。このコーポレート・ガバナンスを「株主に代わって、経営の適法性や効率性等をチェックする仕組み」であると捉え、この仕組みにもっとも適したものとして、当社は、株主総会および取締役、取締役会、監査役、監査役会のほかに、会計監査人を設置しています。

社外取締役2名を含む取締役会は、法令で定められた事項のほか、経営に関わる重要事項の意思決定と取締役の監督機関と位置付けており、原則として毎月1回開催しています。さらに、経営上重要な事項については、常勤役員会を開催し、十分な審議を行ったうえで取締役会に上程することにしております。

監査役会は、社外監査役3名を含む4名体制としております。監査役は、取締役の業務執行を監視するために取締役会等の重要会議へ出席し、取締役の経営判断に対する牽制的役割を行うとともに、稟議案件の監督、取締役の職務の監視等、十分な経営管理体制のチェックができる仕組みになっております。

会計監査人は、取締役が作成した財務諸表による企業内容の適正性や財務諸表作成過程における内部統制の有効性等を評価し、財務諸表の適否に係る意見表明（報告）といった情報提供の役割を担っております。

また、当社では、内部監査部門として監査室が設置されており、内部業務監査を実施し、問題点の指摘・改善勧告を行っております。

さらに、当社は、コンプライアンスを統括する組織として、社長を委員長とし、社外弁護士・従業員代表の労働組合委員長および取締役・常勤監査役をメンバーとするコンプライアンス委員会を設置しています。また、不祥事の早期発見のために、内部通報制度（ホットライン）を設置しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

◆補充原則1-2-4　株主総会における権利行使
現状の株主構成等を考慮し、今期は従来どおり対応しました。
今後、外国人株主や機関投資家の株式保有比率等を勘案の上、検討してまいります。

◆補充原則4-10-1　任意の仕組みの活用
当社は現在、監査役会設置会社を採用しています。
今後、独立社外取締役がより一層適切に関与・助言できる仕組みを検討します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

◆原則1-4　政策保有株式
【政策保有株式に関する方針】
事業上関係の深い取引先については、取引関係強化のため株式を保有します。
また、地域からの出資要請を受けた会社等については、地域貢献の観点より必要と判断した場合に株式を保有します。

【政策保有株式のねらい、合理性の説明】
投機目的での株式は保有せず、取引先との関係強化を目的として株式を保有します。

【政策保有に関わる議決権行使の基準】
議決権の行使にあたり、以下の状況にある企業に対しては、議案に反対の行使をすることを検討します。
・企業の不祥事および反社会的行為が発生している場合
・配当金が内部留保に対して著しく低い場合
・議案の内容が、企業価値向上、コーポレートガバナンス向上に反すると思われる場合

◆原則1-7　関連当事者間の取引
役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合は、法令を遵守するとともに、社内規程に従って、取引の合理性や取引条件を決定しています。また、それらのうち重要な取引については、取締役会の承認を受けて、事業報告に記載して開示します。

◆原則3-1　情報開示の充実
以下の事項について、当社ホームページ、コーポレートガバナンス報告書、有価証券報告書、株主総会招集通知にて開示しております。

（1）【会社の目指すところ（経営理念等）、経営戦略、経営計画】
CSR方針、使命、基本理念に基づき、5年ごとに長期ビジョン及び3年ごとに中期経営計画を策定しております。
具体的には、
VISION2020（地球環境とお客様への貢献　－　トライボロジーをコアに、軸受をはじめとした環境に貢献する製品を迅速に生み出し、

グローバルにお客様へお届けする － ）や、2016-2018年度中期経営計画を策定し開示しています。

（2）【コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、基本方針】
コーポレートガバナンスを「株主に代わって、経営の効率性や違法性等をチェックする仕組み」であると捉え、この仕組みに最も適したものとして、当社は株主総会および取締役、取締役会、会計監査人のほかに、監査役、監査役会を設置しています。

（3）【経営幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続】
取締役及び執行役員の報酬は、取締役会で決定した報酬基準を基礎としております。賞与については、業績、他社状況等総合的に勘案して決定しております。

（4）【経営幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続】
取締役会において、各取締役から推薦を受け、取締役、監査役候補者を決定しております。

（5）【個々の選任・指名についての説明】
取締役・監査役の各候補者および経歴について、株主参考書類に記載しております。

◆補充原則4-1-1　取締役会の役割・責務
取締役会は取締役会規則で定めた取締役会付議事項に基づき決議しています。取締役会は取締役全員をもって構成し、業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督します。具体的には、取引の性質および金額等を基準として稟議規程を定め、取締役または執行役員に決裁権限を付与しています。

◆原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
独立社外取締役候補者の基準は、会社法の定める社外取締役の要件および、証券取引所が定める独立役員の要件に加え、会社経営等における豊富な経験と、高い見識に基づいて、取締役会での議論に貢献できる方を選定しております。

◆補充原則4-11-1　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件
取締役選任の方針として、経営体制の強化・経営意思決定の透明性を高めることのできる人材を選任しています。また、知識・教養・人格を備え、その知識等が会社の部門の一部に偏らないように人選を行い、バランスよく配置できるように考えております。

◆補充原則4-11-2　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件
取締役の役割・責務が全体として適性かつ健全に果たされるようにするために、当社役員の他社役員兼任が合理的な範囲かどうかは、人選する際に考慮しており、重要な兼任の状況については、株主総会招集通知に記載しております。

◆補充原則4-11-3　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件
取締役会は原則月１回開催しており、取締役会での決定事項が、履行されているかの確認を四半期毎に実施しています。

◆補充原則4-14-2　取締役・監査役のトレーニング
法令遵守の観点から、顧問弁護士出席の下、コンプライアンス委員会を3回/年開催し、取締役、監査役は業務に関する指導等を仰いでいます。また、常勤監査役は、その責務を果たすために日本監査役協会に会員登録を行い、継続的に協会主催の各種研修会、講演会への参加、各種最新情報を入手しています。

◆原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針
当社は、総務人事部（広報グループ）と経理部が連携し、株主との建設的な対話を促進するため、株主懇談会、投資家訪問、IRイベント参加等の取組みを実施しています。
（1）対話を支援する経営陣または取締役の指定　…　広報担当役員及び経理担当役員
（2）対話を補助する社内部門連係に関する方策　…　広報グループが主管で連係実施
（3）対話手段の充実に関する取り組み　…　広報委員会にてIRレベルアップ検討
（4）適切かつ効果的フィードバックの方策　…　広報グループより関係者に展開
（5）対話に際してのインサイダー方策　…　関係部署での事前確認実施

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
トヨタ自動車　株式会社	9,676,691	33.54
株式会社　豊田自動織機	1,427,400	4.94
日本発条　株式会社	1,344,310	4.66
豊田通商　株式会社	1,071,000	3.71
日本トラスティ・サービス信託銀行　株式会社（信託口）	875,100	3.03
日本マスタートラスト信託銀行　株式会社（信託口）	691,400	2.39
CBNY　DFA　INTL　SMALL　CAP　VALUE　PORTFOLIO	502,400	1.74
大豊工業従業員持株会	456,157	1.58
日本トラスティ・サービス信託銀行　株式会社（信託口９）	313,700	1.08
野々山　秀夫	305,000	1.05

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高 更新	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
木村　好次	学者											
榎本　祐嗣	学者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木村　好次	○	その他社外取締役として選任	経営意思決定の透明性を高め、コーポレートガバナンスの強化を図るため当社から就任を依頼
榎本　祐嗣	○	その他社外取締役として選任	経営意思決定の透明性を高め、コーポレートガバナンスの強化を図るため当社から就任を依頼

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数 更新	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

定期的な監査報告会のほか、会計監査人が実施した経営層へのヒアリングへの出席、海外現地法人へ往査の立会い等連係を取っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
白柳　正義	他の会社の出身者							○		○				
岸　宏尚	他の会社の出身者							○		○				
安田　益生	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
白柳　正義		他の会社の業務執行役員	監査部門強化のため当社から就任を依頼
岸　宏尚		他の会社の業務執行役員	監査部門強化のため当社から就任を依頼
安田　益生	○	その他　独立役員として選任	監査部門強化のため当社から就任を依頼

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

――――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業務向上のインセンティブのため導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、その他

該当項目に関する補足説明

従業員は理事であり、その他は執行役員であります。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および事業報告において全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、1．基本報酬　2．賞与　3．ストックオプションにより構成しております。
取締役および監査役の報酬については、株主総会で決議された上限の範囲内において、各々の職位等を勘案して決定しております。役員賞与については、業績等を考慮して金額を決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

原則毎月開催する取締役会に際し、社外取締役・社外監査役に対して、事前に取締役会上程議案の説明を行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業は、株主から資本を託され、事業活動を通じて利益をあげ、継続的に株主価値を増大させることを期待されています。この株主の負託に応えることが企業経営の基本的使命であり、この基本的な使命を踏まえた上で、企業は、従業員、顧客を含む取引先、債権者、地域社会等のステークホルダー（利害関係者）に対するそれぞれの責任を果たしていかなければなりません。これらを踏まえて事業活動を行うためには、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の確立が不可欠です。このコーポレート・ガバナンスを「株主に代わって、経営の効率性や適法性等をチェックする仕組み」であると捉え、この仕組みにもっとも適したものとして、当社は株主総会及び取締役、取締役会、会計監査人のほかに、監査役、監査役会を設置しています。また客観的・中立的な立場で意思決定をチェックするために、社外取締役を選任し、監査していただくために、社外監査役を選任しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

・現状のコーポレートガバナンス体制を採用している理由
コーポレートガバナンスを「株主に代わって、経営の効率性や適法性等をチェックする仕組み」であると捉え、当社は株主総会および社外取締役を含む取締役会、会計監査人のほかに、社外監査役を含む監査役により、取締役の業務を監督・監査する仕組みがコーポレート・ガバナンスに最も適したものと考えております。また、コーポレート・ガバンスを補完する仕組みとして、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスを統括しており、不祥事の早期発見のために、内部通報制度（ホットライン）を設置しております。
・監査役の機能強化に向けた取組状況
監査役は監査室（内部監査部門）、弁護士、公認会計士等と連携を図るとともに、代表取締役との定期的なヒアリング、重要な会議体への参加、重要書類の閲覧、子会社の常勤監査役と情報交換等により取締役の業務執行を監督しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	総会集中日を避けて開催しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株主総会（6月）、定期のIRイベント（名証IRエキスポ、証券会社主催のIRイベント等）、個人投資家向け会社説明会の実施	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会（5月、11月）、定期のIRイベント（名証IRエキスポ）に出展	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料、報告書、決算説明会資料	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務人事部広報グループ	
その他	機関投資家訪問（約20回／年）	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主総会後に株主懇談会を開催（6月）、大豊工業レポートの発行
その他	各工場の周辺地域の住民に対し、地域自治区会の定期懇談会

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【概要】
本基本方針は、会社法第362条第4項第6号に基づいて実行される当社の内部統制システムの構築において、遵守すべき基本方針を明確にするとともに、会社法施行規則第100条に定める内部統制システムの体制整備に必要とされる各条項に関して定めるものとする。
当社は、今後さらに内部統制の充実を図り、適法で効率的な内部統制システムを構築・運用し、本基本方針を見直していくものとする。

1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役の職務執行が全体として適性かつ健全に行われるため、取締役会・常勤役員会・経営会議他の機能会議等の会議体による意思決定および相互牽制を図ります。
コンプライアンスを統括する組織として、社長を委員長とし、社外弁護士・従業員代表の労働組合委員長および取締役・常勤監査役をメンバーとするコンプライアンス委員会を設置します。
主な法令の啓発を目的として小冊子「役員ハンドブック」を配付します。
財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムを構築し、整備運用を図ります。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録・稟議決裁書等を文書管理規程等の社内規程に従って適切に保存し、管理します。
取締役および監査役の要求があるときは、これを閲覧に供します。
情報セキュリティ委員会を定期的に開催するとともに、役員・理事および全社員に「情報セキュリティガイドブック」を配付し、機密管理に努めます。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
社長に直轄する部署として、監査室を設置し、毎年定期的に内部監査を実施します。
予算制度・稟議制度により、資金の流れを管理することで、リスク管理をします。
災害（地震・火災等）発生に備えて、建物および設備等の予防保全を行うとともに、防災管理規程を整備し、関係者を定期的に教育・訓練します。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
組織規程・業務分掌規程・職務権限規程に基づき取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を整備し、定期的に当該組織と業務分掌を見直します。
原則として毎月取締役会を開催し、重要事項の決定等を行います。
取締役会の機能を強化し、経営効率を向上させるため、常勤役員が出席する常勤役員会を毎月開催し、取締役会付議事項の事前審議およびその他の経営重要事項について審議を行います。
経営意思決定・業務執行のスピードアップを図るために、取締役数を必要最小限にするとともに、執行役員制度を採用し、効率的な経営を実施します。

5．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
主な法令の啓発と周知徹底を図るために、各部門のコンプライアンス担当者をメンバーとするコンプライアンス推進会議を定期的に開催します。
階層別教育によりコンプライアンスの徹底を図るとともに、全社員に「大豊社員の行動指針」を配付し、その定着浸透度チェックを毎年実施します。
内部監査部門（監査室）による定期的な内部監査を実施します。また、不祥事の早期発見のために、内部通報制度（ホットライン）を設置します。

6．株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社を管理する部署を設置し、子会社から業務報告および情報の収集・伝達に関するルールを定め、情報交換を通じて、子会社の業務の適正性・適法性を確認します。
（1）子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
定期的に子会社との会議等を開催し、子会社の経営・事業活動を適切に管理・監督します。
（2）子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社の安全・品質・環境等のリスクについて、必要に応じて、子会社のリスク管理体制の整備を求めます。
（3）子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の取締役に対し、迅速に意思決定を行い、業務が効率的に行われることを求めます。
（4）子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社に対して法令等遵守体制の整備を求め、その状況を点検します。

7．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する体制及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する体制
監査業務の充実のために、監査役の職務の補助業務を担当する使用人を置きます。
当該使用人の任命・異動・評価・懲戒については、取締役と監査役が意見交換をします。
当該使用人は、監査役から指揮命令を受けた場合、業務執行側の指揮命令権は及ばないものとします。

8．監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
取締役・執行役員・使用人および子会社を管理する部署は、当社または子会社の職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実ならびに会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときには、直ちに監査役に報告します。
当社および子会社の取締役・執行役員・使用人は、監査役から業務執行について報告を求められたときは、速やかに適切な報告をします。
監査役に報告した者に対して、報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いをすることを禁止し、その旨を周知します。

9．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務執行に関する予算を毎年設けます。
監査役から職務の執行につき、所要の費用の請求があった場合、監査役の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担します。

10．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役・取締役は、監査役との会合を持ち、意思の疎通を図ります。また、業務の適正を確保する上で重要な機能会議等への監査役の出席を確保します。さらに、監査役が会計監査人と定期的に情報交換できる体制を確保します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社および子会社は、企業の社会的責任を十分認識し、反社会的勢力に対しては、会社として法律に則し、弁護士、警察等とも連携し、組織的に対応し、毅然とした態度で臨み、不当要求を拒絶し、それら勢力との取引や資金提供を疑われるような一切の関係を遮断します。

このために対応部署を設け、社内体制を整備し、社外と連携しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当会社は、株主の負託に応えて、企業価値を向上させることが最大の買収防衛策であると考えています。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項
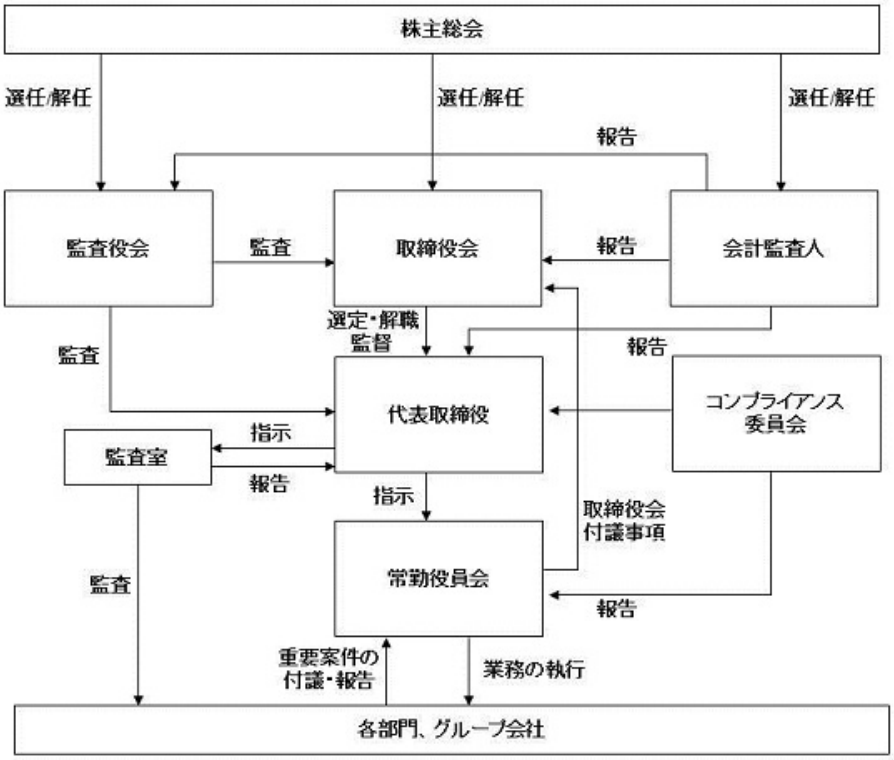
―――